

三田市総合福祉保健センター条例新旧対照表

現行	改正案								
<p>第1条～第2条 省略 (施設及び業務)</p> <p>第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。 (1)～(3) 省略 (4) <u>障害者生活支援センター</u> (5) <u>身体障害者デイサービスセンター</u> (6) <u>障害者就業支援センター</u> (7) <u>権利擁護・成年後見支援センター</u> (8) <u>多目的ホール、会議室、研修室その他の施設</u></p> <p>2 省略 (使用時間)</p> <p>第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、センターの施設のうち、保健センター、地域包括支援センター、高齢者デイサービスセンター、<u>障害者生活支援センター</u>、<u>身体障害者デイサービスセンター</u>、<u>障害者就業支援センター</u>及び権利擁護・成年後見支援センターにあっては、午前9時から午後5時30分までとする。</p> <p>2 省略 (休所日)</p> <p>第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。</p>	<p>第1条～第2条 省略 (施設及び業務)</p> <p>第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。 (1)～(3) 省略 (4) <u>身体障害者デイサービスセンター</u> (5) <u>障害者基幹相談支援センター</u> (6) <u>障害者生活支援センター</u> (7) <u>障害者就業支援センター</u> (8) <u>精神障害者支援センター</u> (9) <u>権利擁護・成年後見支援センター</u> (10) <u>多目的ホール、会議室、研修室その他の施設</u></p> <p>2 省略 (使用時間)</p> <p>第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、センターの施設のうち、保健センター、地域包括支援センター、高齢者デイサービスセンター、<u>身体障害者デイサービスセンター</u>、<u>障害者基幹相談支援センター</u>、<u>障害者生活支援センター</u>、<u>障害者就業支援センター</u>、<u>精神障害者支援センター</u>及び権利擁護・成年後見支援センターにあっては、午前9時から午後5時30分までとする。</p> <p>2 省略 (休所日)</p> <p>第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="161 1091 436 1126">施設</th> <th data-bbox="441 1091 1106 1126">休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="161 1131 436 1402">保健センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター及び権利擁護・成年後見支援センター</td> <td data-bbox="441 1131 1106 1402">(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	施設	休所日	保健センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター及び権利擁護・成年後見支援センター	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 1091 1408 1126">施設</th> <th data-bbox="1413 1091 2080 1126">休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 1131 1408 1402">保健センター、地域包括支援センター、<u>障害者基幹相談支援センター</u>、<u>障害者生活支援センター</u>、<u>障害者就業支援センター</u>、<u>精神障害者支援センター</u>及び権利擁護・成年後見支援</td> <td data-bbox="1413 1131 2080 1402">(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	施設	休所日	保健センター、地域包括支援センター、 <u>障害者基幹相談支援センター</u> 、 <u>障害者生活支援センター</u> 、 <u>障害者就業支援センター</u> 、 <u>精神障害者支援センター</u> 及び権利擁護・成年後見支援	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
施設	休所日								
保健センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター及び権利擁護・成年後見支援センター	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)								
施設	休所日								
保健センター、地域包括支援センター、 <u>障害者基幹相談支援センター</u> 、 <u>障害者生活支援センター</u> 、 <u>障害者就業支援センター</u> 、 <u>精神障害者支援センター</u> 及び権利擁護・成年後見支援	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)								

省略

2 省略

以下省略

センター
省略

2 省略

以下省略